

# サービス利用の流れ

生活する上で何か困ることが出てきた場合には、介護保険のサービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、受けられるサービスは異なります。



## 相談する

介護保険担当窓口で目的や希望するサービスを伝えます。

一般介護予防事業への参加を希望 など

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望 など

要介護認定が必要なサービスを希望 など

### 基本チェックリスト

25 の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。  
サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判断だけで、サービスを利用できます。

要介護認定の申請

要介護認定の調査

要介護認定の審査

非該当

認定

事業対象者

要支援  
要支援 1・2

要介護  
要介護 1～5

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防サービス

介護サービス

を利用できます。

事業対象者は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のみを利用できます。  
要支援1・2となった方は、「介護予防サービス」と「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用が可能です（片方のみの利用も可）。

一般介護予防事業（すべての高齢者が利用可能）